

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

公表日

平成28年8月8日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。</p> <p>③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。</p>
③システムの名称	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び18の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 健康医療部 保健予防課
②所属長	保健予防課長 執行 睦実
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市総務企画局行政部情報公開室 電話 092-711-4129 FAX 092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課 電話 092-711-4270 FAX 092-733-5535

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評血実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 田中 雅人	保健予防課長 執行 睦実	事後	重要な変更にあたらない(所属長の変更)
平成28年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1の10の項	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	事後	重要な変更にあたらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成28年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2及び18の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2、17、18の項及び19の項	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2及び18の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令第13条	事後	重要な変更にあたらない(主務省令の名称及び条項の追記)